

そのほかの情報

選挙

郵便等による投票

◆選挙管理委員会事務局選挙担当係（電話 5662-5553/FAX 3651-3125）

対象

下表のいずれかに該当し、ご自身で字が書ける方

	障害の部位	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能	1級および2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級および3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険法で要介護の方	要介護状態区分が『要介護5』	

【郵便などによる投票の代理記載】

ご自身で字が書けない方でも、上表に該当したうえで次のいずれかに該当する方は、代理人が投票用紙に記載して投票することができます。

- ① 身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害等級が1級の方
- ② 戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害等級が特別項症～第2項症の方

内容

投票所に行かなくても、選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せ、自宅などにおいて投票用紙に記入し、それを郵送することで投票できます。

- ❗ この制度を利用する場合には、あらかじめ申請をして「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。
- ❗ 代理記載についても、別途申請が必要になります。選挙管理委員会事務局選挙担当係にご連絡ください。

点字投票・代理投票

◆選挙管理委員会事務局選挙担当係（電話 5662-5553/FAX 3651-3125）

内容

投票所には、目の不自由な方のために点字器を用意していますのでお申し出ください。
手の震えなどで候補者名などを書けない方は、投票所の係員が代筆しますのでお申し出ください。

投票所の設備

◆選挙管理委員会事務局選挙担当係（電話 5662-5553/FAX 3651-3125）

内容

投票所には、スロープや手すりの設置および車いすの用意をしています。介助が必要な方は係員にお申し出ください。また、車椅子使用の方向けに、記載しやすい低い記載台を用意しています。

聴覚や言語発声が不自由な方との意思疎通を図るためのコミュニケーションポスターおよびコミュニケーションボードを用意しています。

住宅に関する制度

制 度	問い合わせ先
住宅資金の融資	住宅金融支援機構お客様コールセンター 電話 0120-0860-35
住宅リフォーム資金の融資あっせん	福祉推進課住宅係 電話 5662-0517 FAX 3652-9857
都営住宅の入居者募集	
UR賃貸住宅（旧公団住宅）の募集	JKK東京 都営住宅募集センター 電話 3498-8894
都営住宅の使用料（家賃）減免	JKK東京 お客様センター 電話 0570-03-0071

江戸川区手話言語条例

平成30年4月1日に「江戸川区手話言語条例」を施行しました。

手話への理解の促進および手話の普及に関する基本理念を定め、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、すべての人が互いを尊重し合い共生する地域社会を実現することを目的としています。

内容

手話が言語であること並びに手話を必要とする区民が手話による意思疎通を円滑に行う権利があることを前提として、共生社会の実現に寄与するために手話への理解の促進および手話の普及を行わなければならないとする基本理念を定めています。また、基本理念にのっとり、区の責務、区民等の役割および手話に関する施策について定めています。

障害者虐待

区では虐待の早期発見・早期対応を行い、本人とその家族などの養護者を支援します。
 障害のある方への虐待を発見したときや疑いがある場合は、下記へご連絡・ご相談ください。

! 虐待の届け出や通報をした方の個人情報を守られます。

障害者虐待に関する相談	視 聴 音 肢 内 知 精 難
◆障害者福祉課（電話 5662-1014）	
! <u>聴覚に障害のある方によるご連絡・ご相談はFAXをご利用ください。</u> <u>（FAX 3656-5874）</u>	

障害者虐待の定義

養護者による障害者虐待	「養護者」とは、障害者の身の世話を金銭管理などを行う家族・親族・同居人などです。
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業などに係る業務に従事する人です。
使用者による障害者虐待	「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者などです。

障害者虐待の具体例

障害者虐待の具体例として、次のようなものがあります。

	具 体 例
身体的虐待	平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込めるなど
性的虐待	性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せるなど
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をするなど
放棄・放置	食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置するなど
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さないなど

障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法

① 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は禁止されます。

行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社、お店など）ともに禁止されます。

（例）・車いすを利用していることが理由でお店に入れない。

・障害があることを理由にアパートの契約やスポーツクラブ、習い事の教室などで断られる。

! 個別の事案において正当な理由が認められるときは、不当な差別的取扱いと判断されない場合があります。

② 合理的配慮の提供

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。

行政機関（国、地方公共団体など）には法的義務があり、民間事業者（会社、お店など）は努力義務になります。

（例）・手続きなどをするとき、筆談や読み上げをする。

・手続きなどの資料や飲食店のメニューにルビをふる。

! どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

① 合理的配慮の提供を義務化

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、都条例では、差別解消の取組を一層進めるため、義務となっています。

つまり、民間事業者も「合理的配慮の提供」を行わなければなりません。

② 紛争解決の仕組みを整備

相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって、解決を図ります。新たに調整委員会を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みです。

③ 広域支援相談員を設置

広域支援相談員を東京都に設置します。広域支援相談員は、障害者差別に関する相談を、障害者や関係者からだけでなく、民間事業者からも受け付けます。

東京都障害者権利擁護センター（広域支援相談員）

電話 5320-4223（電話対応時間 平日9時～17時）

FAX 5388-1413

行政機関・事業者の責務

	障害者差別解消法		東京都の条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務

介護保険

介護保険対象の障害のある方へ

◆介護保険課給付係（電話 5662-0309/FAX 5663-5172）

◎区役所本庁舎2階 ②番窓口

対象

- ① 区に申請をして介護が必要であると「認定」を受けた65歳以上の方
- ② 介護保険で対象となる下記の病気（特定疾病）が原因で介護が必要となり「認定」を受けた40歳～64歳の方

次の①～⑯の疾病が特定疾病です。

- | | | | |
|--------------------------------|---------------------------|------------|--------------|
| ①がん ※ | ②後縦靭帯骨化症 | ③筋萎縮性側索硬化症 | ④初老期における認知症 |
| ⑤脳血管疾患 | ⑥脊柱管狭窄症 | ⑦脊髄小脳変性症 | ⑧骨折を伴う骨粗しょう症 |
| ⑨早老症 | ⑩閉塞性動脈硬化症 | ⑪多系統萎縮症 | ⑫慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑬関節リウマチ | ⑭糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | | |
| ⑮進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 | | | |
| ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | | | |

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

内容

対象となる方は、障害福祉サービス等と共通するサービスについて、原則として介護保険のサービスを利用することになります。

なお、介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割～3割をご負担いただきます。

介護保険が優先されるサービス(障害福祉サービス等と共通するもの)

介護保険 サービス名	サービスの内容	障害福祉 サービス名
訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行う。	介護給付（居宅ヘルパーサービス）
訪問入浴介護	巡回入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行う。	巡回入浴サービス
通所介護 （デイサービス）	通所による食事や入浴などの介護や機能訓練を行う。	地域活動支援センター （デイサービス）
短期入所生活介護 （ショートステイ）	特別養護老人ホームなどに短期入所して、食事または入浴・排せつなどの介護や機能訓練を行う。	短期入所 （ショートステイ）
福祉用具貸与	<p>①手すり ②スロープ ③歩行器 ④歩行補助つえ ⑤車いす ⑥車いす付属品 ⑦特殊寝台 ⑧特殊寝台付属品 ⑨床ずれ防止用具 ⑩体位変換器 ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト（つり具の部分を除く） ⑬自動排せつ処理装置</p> <p>! <u>原則、要支援1または2の方、要介護1の方は①～④のみ利用できます。</u></p> <p>! <u>⑬は原則、要介護4または5の方のみ利用できます。</u></p>	補装具 日常生活用具
福祉用具購入 （年間10万円まで）	<p>①腰掛便座 ②自動排せつ処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具（入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト） ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分</p>	
住宅改修 （20万円まで）	<p>①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ④引き戸などへの扉の取替え ⑤和式から洋式への便器の取替え ⑥そのほか、これらの住宅改修に付帯して必要な工事</p>	住まいの改造助成

熟年相談室(地域包括支援センター)

熟年者の方やそのご家族のための総合相談窓口です。主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などの専門職が相談に応じます。

! **ご利用時間** 月曜日～土曜日(祝休日、年末年始を除く) 9時～18時

施設名	電 話	所在地
中 央 熟年相談室 江戸川区医師会	5607-5591	中央 4-24-14
一之江 熟年相談室 清心苑	5879-5613	一之江 4-6-21
西一之江(分室) 熟年相談室 清心苑	3655-6117	西一之江 4-9-24
松 江 熟年相談室 清心苑	5879-2185	松江 2-17-12
本一色 熟年相談室 アゼリー江戸川	5607-7600	本一色 2-13-25
大 杉(分室) 熟年相談室 アゼリー江戸川	5607-6569	大杉 2-10-16 (アゼリーアネックス内)
平 井 熟年相談室 ウエル江戸川	3618-0324	平井 7-13-32
平井小松川 熟年相談室 第二ウエル江戸川	5858-2352	平井 1-4-15
西瑞江 熟年相談室 江戸川区医師会一之江	5667-7676	西瑞江 5-1-6
北葛西 熟年相談室 暖心苑	3877-0181	北葛西 4-3-16
船 堀 熟年相談室	5878-1521	船堀 2-15-17
西葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑	3675-1236	西葛西 8-1-1
東葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑	3877-8690	東葛西 7-12-6
南葛西 熟年相談室 みどりの郷福楽園	5659-5353	南葛西 4-21-3
臨海町(分室) 熟年相談室 みどりの郷福楽園	5659-4122	臨海町 1-4-4
東小岩 熟年相談室 泰山	5889-1165	東小岩 6-8-16
北小岩(分室) 熟年相談室 泰山	5622-1165	北小岩 5-34-10
南小岩 熟年相談室 小岩ホーム	5694-0111	南小岩 6-28-12
南小岩(分室) 熟年相談室 小岩ホーム	5694-0101	南小岩 5-11-10
北小岩 熟年相談室 江戸川光照苑	5612-7193	北小岩 5-7-2
西小岩(分室) 熟年相談室 江戸川光照苑	6657-9186	西小岩 3-21-24
瑞 江 熟年相談室 瑞江ホーム	3679-4102	瑞江 1-3-12
東瑞江(分室) 熟年相談室 瑞江ホーム	3678-3765	東瑞江 1-18-5
江戸川 熟年相談室 江東園	3677-4631	江戸川 1-11-3
鹿 骨 熟年相談室 きく	3677-3141	鹿骨 3-16-6
西篠崎(分室) 熟年相談室 きく	5666-8477	西篠崎 1-6-7
篠 崎 熟年相談室 きく	5664-3080	上篠崎 4-19-18

いのちをつなぐ相談窓口

「これからどうやって生きていけばいいんだろう。」

「わたし、ここにいていいのかな。」「消えたい・・・もう生きるのをやめたい。」

そんな思い、ひとりで抱え込まずに相談してみませんか。

どこに相談したらいいかわからない

<よりそいホットライン>

どんな悩みにも寄り添います。

電話 0120-279-338 年中無休 24時間 通話料無料

生きるのがつらい・消えてしまいたい

<東京都自殺相談ダイヤル ~こころといのちのほっとライン~ >

電話 0570-087478 年中無休 14時~翌朝5時30分

<東京都 LINE 相談>

LINE アカウント名「相談ほっとLINE@東京」年中無休 15時~21時30分



<東京いのちの電話>

電話 3264-4343 日曜日・月曜日・火曜日 8時~22時

水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 8時~翌8時(24時間)

<東京自殺防止センター>

電話 5286-9090 年中無休 20時~深夜2時30分

月曜日は22時30分~深夜2時30分

火曜日は17時~深夜2時30分

大切な人を亡くされた方へ

<自死遺族相談ダイヤル>

電話 3261-4350 毎週木曜日 11時~19時

毎週日曜日 11時~17時

<自死遺族傾聴電話>

電話 3796-5453 毎週木曜日・土曜日 12時~16時

<全国自死遺族法律相談ホットライン>

電話 050-5526-1044 毎週水曜日(祝日を除く) 12時~15時

! [eメール・FAX・手紙での相談も可能です。詳しくは自死遺族支援弁護士団ホームページにてご確認ください。](#)

[ホームページ【https://www.jishiizoku-law.org/】](https://www.jishiizoku-law.org/)

障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。

各マークの詳細、使用方法などについては、各関係団体にお問い合わせください。

! 区役所の各窓口では、各シンボルマークの配布および販売は行っていません。(ヘルプマークの配布先は127ページを参照)

マーク	マークの名称と意味	問い合わせ先
	<p>【障害者のための国際シンボルマーク】 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。</p> <p>! <u>このマークを車に貼っていても、駐車禁止の指定から除外されるなどの法的効力はありません。</u></p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電話 5273-0601 FAX 5273-1523</p>
	<p>【盲人のための国際シンボルマーク】 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 5291-7885 FAX 5291-7886</p>
	<p>【身体障害者標識(身体障害者マーク)】 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	<p>各警察署 ・葛西警察署 ・小岩警察署 ・小松川警察署</p>
	<p>【聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)】 政令で定める程度の聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	
	<p>【耳マーク】 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 FAX 3354-0046</p>
	<p>【ほじょ犬マーク】 身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬または介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	<p>東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課 電話 5320-4147 FAX 5388-1413</p>
	<p>【オストメイト対応トイレマーク】 オストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設した方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレなどの設備があることを示す場合などに使用されています。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会 電話 5670-7681 FAX 5670-7682</p>
	<p>【ハート・プラスマーク】 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 ホームページ [http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/]</p>
	<p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマークです。</p>	<p>岐阜市福祉部 福祉事務所障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613</p>
	<p>【ヘルプマーク】 人工関節や義足を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮が必要であることを知らせることで、援助が受けやすくなるように作られたマークです。</p>	<p>東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課 電話 5320-4147 FAX 5388-1413</p>